

●第3回委員会における検討委員からの主な意見(平成25年10月8日開催)

＜第2回検討委員会の内容＞

- ・ 特に意見なし

＜仙台地区生物多様性配慮ゾーンにおける環境調査経過報告＞

- ・ 報告された10の環境区分は、この地区の生物の分布を大括りで捉えていると考えられる。
- ・ 仙台地区と名取地区のどちらにも当てはまるが、水生生物にとって重要な水域が大きく変動する傾向がある。水位が低くなっても水が存在するコアな部分と、水位が高くなることによって水域となる部分の分布調査を加えて頂きたい。
- ・ 湿地の水質を汽水と淡水に区分するのは単純ではないと考えられる。季節による変動や水深による変化などが考えられる。このことは判らない部分も多いので、湿地とその周辺はできる限り広く残す方が良い。
- ・ 貞山堀の水を湿地に入れるかどうかで後背地の性格を決める部分がある。このことは別途議論が必要。

＜名取地区生物多様性配慮ゾーンにおける環境調査（モニタリング）経過報告＞

- ・ 保全したギャップ周辺の法面が侵食されて不具合が生じているが、今後改善するにあたってその状況を数値データとして提供頂きたい。
- ・ 法面が侵食されるのは止められないので、法尻に土手を作るなどの工夫も考えられる。
- ・ 崩れてくるものが海岸の砂であれば問題ないので、自然の砂を取り置きして使い、細かい対応をするべき。
- ・ 木チップによる地表マルチングを、土壌化学的な視点で測定して頂きたい。窒素飢餓の問題や、目指しているものとは違った環境、植生あるいは動物が出てくる可能性がある。

＜仙台地区生物多様性配慮ゾーンにおける保全対策方針＞

- ・ コア区域において内陸側の湿地と汀線側の砂丘の両方で盛土をしない区域を大きく残すこととは防災上の問題がある。砂丘側のモニタリング調査位置を移動するとか、代替処置としての高盛土などが必要と考えられる。海岸防災林全体のバランスの中で弱部は作らないようにしたい。
- ・ 南側区域で斜めに盛土しない箇所は、防災的には好ましくはないが、斜めなので汀線に直角よりは良い。
- ・ コア地区については、防災上からももう少し考えなくてはならない問題がある。
- ・ 生物多様性を配慮する部分の残置形状は、全体的なバランスや施工性を考慮し、あまり細かな形状にしなくても良い。
- ・ 砂地としての連続性は生物の側からは大切な部分。防潮堤より海側の砂地環境に加えて、近い距離の森林側に砂地環境が残されることは、生態系の保全上も有効。ただし、ニセアカシアで覆われるようだと意味がないので、ニセアカシアなどを除去して一度綺麗な砂地にする事も有効である。その工事は一時的に改変になるが、過去の環境を取り戻すためにはプラスに働くと考えられる。ただし、砂地となった部分に実生で侵入するマツは、そのまま生育させて良い。
- ・ 生物多様性を保全する意味では、時間を隔てながら施工していくことも有効である。
- ・ コア区域については、今回の検討委員会のあとも検討を続けて計画を詰めることにする。

今回の検討委員会では、北側地区と南側地区について議論する。(座長とりまとめ)

- ・ 汀線側の最前線は盛土をしないで保全すべき。
- ・ 汀線側の最前線では、生物多様性配慮の観点から盛土をしないで林帯を造成することも選択肢としては考えられる。ただし、仙台湾の気象環境では最前線でも高木になる可能性がある。その場合は一度伐採して、マツで更新するか、マサキ、トベラなどの低木に更新するかの判断が必要になる。最前線は、樹高が低くても良いという判断もあるので、低木の選択肢も可能と考えられる。ただし、その判断は50年～100年後のタイミングが考えられる。
- ・ 汀線側の最前線は、津波が防潮堤を越えたときに最初にそれを受け止める部分。その部分の盛土規模を削ることは基本的には賛成できない。この部分で盛土しないのであれば、どこかでそれを補償する規模の盛土が必要と考えるが、その場合には汀線に平行方向で500m位の連続性をもたせる必要がある。
- ・ 砂裸地の分布域については広めに保全すべき。
- ・ 貞山堀付近になるべく狭い幅で高い盛土を配置して防災機能を担保する。
- ・ 北側区域を盛土するのであれば、盛土材料として外から持ち込む山砂が表面に露出する部分を減らして現地の砂を活用するようにすると生物多様性上の問題は少なくなる。海岸の砂の利用は、砂を内陸側に移動させて盛り上げる方法で出来るのではないか。
- ・ 生物多様性配慮ゾーンの汀線側中央付近に配置されている道路に沿って、砂地のコアとなる部分を3～5箇所程度設けたい。道路の西側に名取地区のような裸地をなるべく面積を大きくして配置したい。北側区域と南側区域にも1箇所はコアな箇所を配置したい。
- ・ 北側区域は原案を踏襲し、細部は施工段階で詰める。ただし、施工のための図面を作る段階で、委員に情報提供して意見を集約すること。
- ・ 南側区域で斜めに盛土しない部分は、斜めであることや内陸側の地域復興利用ゾーンで盛土をした林帯が造成されるなど、林帯全体を見れば防災的には許容できる範囲と考えられる。このように海岸砂地を残すのであれば、法面には現地の砂を使い、その裏に山砂を用いるのが良いが、その場合法面が崩れたり、風で変形することを許容することが必要。
斜めに盛土しない箇所が防災機能に与える影響よりも、盛土面に造成する林帯の成林が確実になるかどうかの問題が気になるところ。
- ・ 南側区域とコア区域は別々なものとして計画を決めてゆくのが難しい。もうしばらくの時間、一体のものとして検討し、現地砂の利用方法等を考えた方が良い。
- ・ 南側区域については、真ん中の残置部分を少し広げる配慮と、現地砂を活用することの可能性を検討するという課題があるが、原案を踏襲しながら実施計画段階でそれらの課題を検討しながら実施していくことにする。施工の計画を作成するための委員の係わり方は北側区域と同じ考え方とする。(座長とりまとめ)
- ・ <オブザーバの意見>今回提示されている生物多様性配慮の規模では、目的が達成できないことが懸念される。そのような配慮で防災機能の弱点を作るのであれば、やらない方が良いのではないか。
- ・ 今検討していることは、我々自身があまり経験したことがない事なので、どちらかの方法で一気にやってしまうのは良くない。少しずつであっても自然環境を残しながらモニタリングをし、将来的に生かされていくという考え方でお願いしたい。
- ・ コア区域については、5月頃に計画を固めるように継続検討とする。

- ・ 環境区分でせつかく層区分をしているのに、計画策定におけるゾーニングが希少種だけで行われている。コア区域の再検討にあたっては、ゾーニングの見直しから検討する必要がある。
- ・ オオタカの生息環境としての森林は再生可能である。しかし、湿地環境は人工的に再生することができない。どちらを優先させるかと言えば、湿地環境の保全を優先させた方が良い。

＜オオタカに関するこれまでの配慮経過報告＞

- ・ 概ね適切に配慮されてきたと考えられる。

＜今後の取組について＞

- ・ 順応的管理を有効にするためには、もっと具体的に改善の方法等を検討する必要があるのではないかと。また、生物多様性への配慮が達成できない見通しになったときに、その場所を防災機能強化に戻すかについても判断する必要があるのではないかと。
- ・ 生物と防災の両面から順応的管理を議論することは必要。この場では難しいので、来年5月頃に開催する検討委員会で検討したい。(座長とりまとめ)
- ・ 岩沼市寺島地区については、ゾーンの見直しはしないが実質的な対応をすることで明言いただいた。是非よろしくお願ひしたい。
- ・ この点も来年の検討委員会における報告に含めることにする。(座長とりまとめ)
- ・ 今後の検討にあたって、検討委員会のワーキンググループを組織して対応した方が良いのではないかと。
- ・ 正式な下部組織としてのワーキンググループを作ると、その結果を議論する検討委員会開催が必要になる。個別の委員と相談しながら進める形にしたい。(座長とりまとめ)

＜その他＞

- ・ 日本生態学会の要望書の中で、林帯幅や必要生育基盤厚さの考え方に関する科学的根拠に関する疑問が記載されている。この検討委員会としては、平成23年度に開催された林野庁検討会が提示したものを前提として扱うということで良いと考える。
- ・ 林帯幅200mの数值は、津波を考慮した場合には決して十分な幅と言うことではない。せめて200mくらいは確保したいという理解。また、津波規模や地形などの条件を無視して定性的に考えるならば、林帯幅の合計が同じ場合には林帯の中に空間地がある方が津波に対する効果は高い。